平成２８年（フ）第６９６号
広島市中区吉島新町２丁目26番３―704号
債務者　土居真知子
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７３６号
広島市安佐南区山本４丁目25番26―2201号
債務者　池田　泰照
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８０５号
広島市南区翠５丁目４番12―205号
債務者　森木　大介
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８０６号
広島市安芸区中野３丁目19番９―205号　レジデンス京才
債務者　坂村　守正
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７１３号
福岡県春日市下白水南５丁目22番地　第１大町ビル107号
債務者　小松　五月
1　決定年月日時　平成28年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１８２７号
福岡市早良区原団地71番408号
債務者　矢山　成美
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４３０号
熊本市西区上代８丁目22番30号
債務者　大坪　修治
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第４４１号
熊本市北区西梶尾町577番地５　前田ハイツⅡ　201号、前住所熊本市北区四方寄町698番地８
債務者　牛島亜希子
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第４１３号
鹿児島県鹿児島市紫原６丁目47番９号
債務者　庭月野利佳
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第３２１号
山梨県甲斐市大下条45番地２
債務者　小宮山小葉（旧姓鬼頭）
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１４２号
北海道苫小牧市船見町１丁目２番20号ブリリアント船見Ｅ202
債務者　稲光　利幸
1　決定年月日時　平成28年12月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第５８号
山梨県都留市小野1310番地　市営権現原団地１―205
債務者　佐藤　由記
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２８年（フ）第７６号
岐阜県美濃加茂市太田町171番地　ビクトリーマンション502号
債務者　山田　諒司
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２８年（フ）第１５１９号
名古屋市港区錦町21番９号、従前の住所名古屋市中川区戸田明正３丁目401番地　戸田荘22棟203号
債務者　髙橋　誠司（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２１３号
三重県津市栗真小川町863番地29
債務者　バーメホあいか（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成28年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２１６号
三重県津市香良洲町1272番地
債務者　松島たま子
1　決定年月日時　平成28年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３１号
三重県北牟婁郡紀北町船津2520番地１
債務者　古屋美知子
1　決定年月日時　平成28年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
津地方裁判所熊野支部